

確認印

案件名称	令和7年度 犬の鑑札等交付及び手数料徴収事務(単価契約)
------	------------------------------

## 仕様書

大阪市健康局健康推進部生活衛生課

1. 業務名称 令和7年度 犬の鑑札等交付及び手数料徴収事務（単価契約）

2. 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

3. 履行場所 受注者方

#### 4. 業務目的

大阪市（以下、「市」という。）が実施する犬の鑑札等交付及び手数料徴収事務事業（以下、「本事業」という。）が円滑に行われるよう、大阪市内の事業者（以下、「受注者」という。）を広く公募し、各区保健福祉センター等本市施設のみならず、受注者の各動物病院においても申請手続きが出来るようにすることにより、市民サービスの充実及び狂犬病予防法に基づく各届出率の向上を図ることを目的とする。

なお、鑑札等とは、大阪市狂犬病予防法施行細則第6条で定める鑑札、同細則第7条で定める注射済票及び大阪府動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第4条で定める飼い犬の飼養標識をいう。

#### 5. 業務内容

受注者の業務内容は次のとおりとする。

ア 市が指定する日時及び場所において、鑑札等を受け取ること。

市があらかじめ預託する鑑札等を紛失しないように適切に管理すること。

イ 登録申請の受付及び鑑札の交付

鑑札を交付する際には、区保健福祉センターに当該犬が登録されていないことを確認すること。

区保健福祉センターの閉庁時間に鑑札を交付する際には、犬の所有者（所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。）に登録済みでないことを十分に確認すること。

犬の所有者が登録済みであるのか否か定かでない場合は、鑑札を交付しないこと。

鑑札を交付した対象犬が、既に登録済みであることが判明した際には、受注者の責任において、交付した鑑札を所有者から返還させること。

また、マイクロチップが装着されている犬については原則鑑札を交付しないこと。

ウ 登録及び鑑札交付手数料（3,000円）の徴収並びに領収書の交付

エ 注射済票の交付（原則、受注者が狂犬病予防注射を実施した場合に限る）

オ 注射済票交付手数料（550円）の徴収及び領収書の交付

カ 実績報告

受注者は、1ヶ月毎に「様式第1号 鑑札・注射済票交付実績報告書」と「様式第2号 飼い犬の登録申請書」及び「様式第3号 狂犬病予防注射実施報告書」を、原則翌月5日（ただし、3月分は履行期間内）までに区保健福祉センターへ提出しなければならない。

キ 収納事務について

受注者は、市が事前に配付している納付書で、1ヶ月毎（原則当該月の翌月月初から2週間以内）に大阪市公金収納取扱金融機関等を通じ、登録及び鑑札交付手数料並びに注射済票交付手数

料を市に引き渡さなければならない。ただし、鑑札を交付した場合は、必ず区保健福祉センターからの二重登録確認の結果連絡を受けた後、大阪市公金収納取扱金融機関等へ納付すること。

なお、既納の手数料は還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

ク その他市が指定する物品の配付

ケ 委託期間終了後直ちに未交付の鑑札等を市に返還すること。

6. 委託料

ア 予定数量

受注者全体での予定数量は以下の通りである。

鑑札交付 571件

注射済票交付 53,400件

イ 業務完了報告

受注者は委託期間終了後、速やかに「様式第4号 鑑札・注射済票交付実績報告書(年間実績)」を市へ提出すること。

ウ 検査

市は前記イの業務完了報告を受けた日から10日以内に、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者へ通知する。

エ 請求

受注者は前記ウの検査に合格したときは、「様式第5号 請求書」により業務委託料の支払いを請求することができる。

オ 委託料単価

鑑札交付及び手数料徴収1件につき 440円（消費税等を含む）

注射済票交付及び手数料徴収1件につき 110円（消費税等を含む）

カ 支払日

市は、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払う。

7. 再委託について

ア 契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(ア) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

(イ) 手数料の徴収、鑑札等交付

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、市の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、前記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により市の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が1,000万円を超える一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、市は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと市が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

## 8. その他

ア 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報及び業務に係るすべてのデータ（以下「個人情報等」という。）を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この要項の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。

イ 委託内容について疑義が生じた場合は、市担当者と事前に協議を行うものとする。

ウ 受注者は申請内容に変更が生じた際は、速やかにその内容を届け出ること。

エ 特記仕様書各項目を遵守すること。

オ 委託料単価等は予定であり、契約締結は令和7年度予算発効後とする。

## 9. 担当

大阪市健康局健康推進部生活衛生課 乳肉衛生・動物管理グループ

TEL : 06-6208-9996

## 特記仕様書

### (条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

### (公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（健康局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（健康局総務部総務課）へ報告しなければならない。

### (調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

### (公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

## 鑑札・注射済票交付実績報告書

年　月　日

\_\_\_\_\_ 区保健福祉センター所長 様

動物病院名 \_\_\_\_\_

狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録及び狂犬病予防注射の実施に  
係わって、当病院における交付結果について、次のとおり報告します。

記

1 交付期間：\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日～\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

2 登録申請書：\_\_\_\_\_通

3 狂犬病予防注射実施報告書：\_\_\_\_\_通

4 鑑札番号：\_\_\_\_\_

5 済票番号：\_\_\_\_\_

6 納付予定金額：\_\_\_\_\_円

受付印

## 様式第2号 飼い犬の登録申請書

(大阪市提出用)

No.

## 飼い犬の登録申請書

TEL ( ) 番

継続
新規
不明
住所変更
再交付
その他

狂犬病予防法施行規則第3条第1項の規定により、飼い犬の登録を申請します。

大阪市長

様

所有者(管理者) 住所 大阪市

区

丁目 番 号

フリガナ  
氏名

号室

犬の所在地

種類	雑・	生年月日	年 月 日 才
毛色	白・黒・茶	性別	おす・めす
名称		成犬時の 予想体格	大 中 小
その他の特徴			

年 月 日

見本

処理	鑑札	注射済票
	年 月 日	年 月 日
	第 号	第 号

## 様式第3号 狂犬病予防注射実施報告書

(大阪市提出用)

No.

狂犬病予防注射  
実施報告書

TEL ( ) 番

継続
新規
不明
住所変更
再交付
その他

大阪市長

様

所有者(管理者) 住所 大阪市

区

丁目 番 号

フリガナ  
氏名

号室

犬の所在地

種類	雑・	生年月日	年 月 日 才
毛色	白・黒・茶	性別	おす・めす
名称		成犬時の 予想体格	大 中 小
その他の特徴			

上記の犬に対して狂犬病予防注射を行ったことを証明します。

(実施日)

見本

(実施者)

Lot. No.

処理	鑑札	注射済票
	年 月 日	年 月 日
	第 号	第 号

令和7年度鑑札・注射済票交付実績報告書(年間実績)

年　　月　　日

大阪市健康局長 様

受注者

令和7年度鑑札等交付及び手数料徴収事務委託における実績については、以下のとおり報告します。

記

鑑札件数 件

注射済票件数 件

## 請求書

年 月 日

大阪市長 様

住所  
氏名

次のとおり請求します。

金額	.—
内 容	
<b>大阪市鑑札等交付及び手数料徴収事務</b>	
鑑札交付及び手数料徴収	@ 440円× 件
注射済票交付及び手数料徴収	@ 110円× 件

※ 金額の前には必ず￥を付けてください。

 債権者登録済の金融機関の口座に振り込んでください。

債権者番号								指定口座	
-------	--	--	--	--	--	--	--	------	--

※ 指定口座は、A、B、C、D、Mよりご指定ください。

 次に指定する金融機関の口座に振り込んでください。

金融機関名称		支店名称	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

## 本市記入欄

記載事項等照合先（契約番号等）	執行主管コード	支出命令番号		
業務区分	□歳出	□歳入	□歳計外	□基金